

第 487 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 5 月 13 日（火）5 階共用第 1 会議室

中家室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ第 487 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日の審議会から期が改まりまして第 55 期となります。</p> <p>新たな委員として、公益代表の鷺見委員、竹内委員、労働者代表の亀井委員、堀田委員の 4 名が就任されました。</p> <p>なお、公益代表の鷺見委員及び竹内委員については、本日欠席となりますことを御報告いたします。</p> <p>恐れ入りますが、新任委員の皆様一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>（新任委員から挨拶）</p> <p>ありがとうございました。本来であれば、委員の皆様お一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございますので、お手元の資料 1（1 ページ）「岐阜地方最低賃金審議会委員名簿（第 55 期）」の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、岐阜労働局の出席者を紹介させていただきます。原田岐阜労働局長、上田労働基準部長、安藤賃金室長補佐、加賀賃金指導官、そして私賃金室長の中家でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>さて、本日は、公益代表の鷺見委員、竹内委員、労働者代表の村上委員が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第 5 条 2 項の定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本審議会は公開審議ですが、公開公示をしたとこ</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>る、傍聴希望の申し出はございませんでした。</p> <p>本会は委員改選後、初めての審議会でございますので、会長選出までの進行を事務局が務めさせていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、原田岐阜労働局長から御挨拶申し上げます。</p>
<p>原田局長</p>	<p>岐阜労働局長の原田でございます。</p> <p>改めましてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、日頃から労働行政に対しまして御理解御協力を賜りまして感謝を申し上げます。</p> <p>委員の皆様につきましては、2年ごとの改選ということですので、第55期の審議会は本日初回ということになります。</p> <p>最低賃金でございますが、昨年度は51円の引上げということで、過去最大かつ中央最低賃金審議会が示した目安を上回るということで、皆様方の御理解、御協力、御尽力を重ねて感謝を申し上げます。</p> <p>本年度につきましては、様々な要因によりまして先行き不透明な経済状況という中ではございますが、最低賃金制度がそもそも労働者の雇用の安定ですとか、公正な事業の競争の確保とか、国民経済の安定的な運営といった制度趣旨、目的がございますので、そういった目的に沿った運営に努めてまいりたいと思います。</p> <p>皆様方の御指導を賜りながら、制度が円滑に動きますよう、引き続きの御協力、御理解を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>中家室長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより第487回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「会長・会長代理の選出について」でございます</p>

	<p>す。</p> <p>審議会の会長及び会長代理は、最低賃金法第 24 条第 2 項に基づき、公益を代表する委員の中から公労使の委員が選挙により決定することとされております。</p> <p>つきましては、公益委員から候補者を御推薦いただき進めていきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
中家室長	ありがとうございます。それでは公益委員から御推薦をお願いします。
寺本委員	(挙手) はい、よろしいでしょうか。
中家室長	はい、どうぞ。
寺本委員	会長に栗山委員、会長代理に宮坂委員を推薦します。
中家室長	ただ今、寺本委員から「会長に栗山委員、会長代理に宮坂委員」との御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
中家室長	<p>ありがとうございます。</p> <p>会長には栗山委員、会長代理には宮坂委員が選出されました。</p> <p>それでは、それぞれ御挨拶をお願いします。</p>
栗山会長	(挨拶)
宮坂 会長代理	(挨拶)
中家室長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの進行を栗山会長をお願いします。</p>
栗山会長	<p>それでは、議事を進めて参ります。</p> <p>次の議題 2、議題 3、議題 4 は審議会及び専門部会の運営規程に関する議事であり、一括して審議します。</p>

	事務局から説明をお願いします。
中家室長	<p>御説明いたします。</p> <p>資料 2 (3 ページ) は、 「岐阜地方最低賃金審議会運営規程 (案)」、 5 ページは、 「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項」、 資料 3 (7 ページ) は、 「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程 (案)」、 資料 4 (9 ページ) は、 「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程 (案)」 でございます。</p> <p>3 つの規程 (案) の内容は、令和 5 年 5 月 15 日に開催されました第 474 回岐阜地方審議会での改正を最後に変更はありません。</p> <p>議事公開については、本年 3 月 18 日に開催されました第 486 回岐阜地方最低賃金審議会で審議されたとおり、専門部会での公益委員と労働者委員の二者協議並びに公益委員と使用者委員の二者協議を除いて公開となり、会議の議事につきましても、議事録を作成し、当局ホームページにて公開しております。</p> <p>また、公労、公使の各二者協議を除く全ての会議で傍聴人の参加を認めております。</p> <p>以上でございます。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最初に本審議会に関する 「岐阜地方最低賃金審議会運営規程 (案)」 について、それぞれ御意見をお伺いします。 まず、労働者委員からお願いします。</p>

栗本委員	異議ございません。
栗山会長	それでは、使用者委員お願いします。
澤村委員	異議ございません。
栗山会長	<p>ありがとうございました。それでは本規程に関して特に御異議がないようですので、この案で決定といたします。</p> <p>お手元の「岐阜地方最低賃金審議会運営規程」の(案)を削除して、附則に本日の日付を入れてくださいますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、資料 3、4</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)」及び</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」</p> <p>につきましては、それぞれ専門部会での議決が必要となりますので、本日は確認していただくこととし、専門部会が設置されたところで改めて審議していただきますが、何か御意見はありますでしょうか。</p>
各委員	(発言なし。)
栗山会長	<p>それでは、</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)」及び</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」</p> <p>が確認されましたので、各専門部会で決定していただくということにします。</p> <p>次に、議題5「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>

<p>中家室長</p>	<p>資料 5 (11 ページ)「令和 7 年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針」を御覧ください。</p> <p>この審議方針につきましては、本年 3 月 18 日に開催されました第 486 回岐阜地方最低賃金審議会において、既に決定しておりますが、期が改まりましたので改めて読み上げさせていただきます。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
<p>栗山会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>令和 7 年度の審議方針について、御意見はありますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(発言なし)</p>
<p>栗山会長</p>	<p>それでは、事務局が読み上げた審議方針のとおり審議会を進めます。</p> <p>次に、議題 6「令和 7 年度の審議日程(案)」について」に入ります。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
<p>安藤賃金室長補佐</p>	<p>資料 6 (13 ページ)の「令和 7 年 4 月～ 9 月審議会・専門部会日程」を御覧ください。</p> <p>今年度の上半期、本日から 9 月 16 日の合同専門部会開催までの日程につきましては、本年 3 月 18 日に開催されました第 486 回岐阜地方最低賃金審議会において決定しておりますので、それ以降の日程(案)について御提案します。</p> <p>資料 7 (17 ページ)「令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月審議会・専門部会等日程(案)」を御覧ください。</p> <p>特定最低賃金の各専門部会は日付順に、 10 月 1 日水曜日午後 1 時 30 分から 第 2 回電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、</p>

	<p>情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 10月2日木曜日午後1時30分から 第2回航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会 10月3日金曜日午後1時30分から 第2回自動車同附属品製造業最低賃金専門部会 10月6日月曜日午後1時30分から 第3回電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 10月7日火曜日午後1時30分から 第3回航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会 10月14日火曜日午後1時30分から 第2回自動車同附属品製造業最低賃金専門部会 としています。</p> <p>次に特定最低賃金の答申にかかる本審は、 10月23日木曜日午前10時から、 特定最低賃金答申に対する異議申出にかかる本審は、 11月10日月曜日午前10時から としています。</p> <p>また、参考として21ページに昨年度の特定最低賃金審 議日程を添付してあります。</p> <p>次に17ページに戻りまして、 第1回運営小委員会を 令和8年2月18日水曜日午後2時から、 特定最低賃金改正の意向表明にかかる本審を 令和8年3月19日木曜日午後4時から としています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>栗山会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今説明のありました審議日程につきまして、御意 見を承りたいと思います。</p> <p>労働者側委員はいかがでしょうか。</p>

栗本委員	特にございません。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
栗山会長	<p>それでは、この日程で進めてまいります。</p> <p>次に、議題7「運営小委員会の構成について」です。</p> <p>今期も岐阜地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会を設置することといたします。</p> <p>つきましては、運営小委員会の委員を、公・労・使からそれぞれ2名御推薦いただきます。</p> <p>まず、公益委員からの御推薦をお願いいたします。</p>
宮坂委員	寺本委員と鷺見委員を推薦いたします。
栗山会長	労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	私栗本と村上委員を推薦します。
栗山会長	使用者側委員はいかがですか。
澤村委員	私澤村と川本委員を推薦します。
栗山会長	<p>それでは、運営小委員会の委員といたしまして、公益委員は寺本委員と鷺見委員、労働者側委員は栗本委員と村上委員、使用者側委員は澤村委員と川本委員を指名します。</p> <p>次に、「岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」について事務局から説明してください。</p>
中家室長	<p>資料 8(23ページ)「岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」を御覧ください。</p> <p>前期から変更はございませんが、これについても委員改選により、改めて御確認いただきます。</p>
栗山会長	運営規程(案)につきまして御意見はございますか。

各委員	(発言なし。)
栗山会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ただ今御確認いただきました運営小委員会運営規程(案)と運営小委員会の委員長・委員長代理につきましては、今後開催される運営小委員会において決定していただきます。</p> <p>次に議題9「その他」です。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
中家室長	<p>4点ございます。</p> <p>1点目は、期の2年目に当たる年度の後半、今期で言いますと令和8年10月から令和9年3月までの審議日程(案)の提案時期の変更について、でございます。</p> <p>これまで、期の2年目に当たる年度については、上半期の4月から9月までの審議日程と、下半期の10月以降の本審の日程を3月の本審で御審議いただき、下半期の運営小委員会、専門部会の日程を7月の本審で御審議いただいております。</p> <p>このことについて、下半期の運営小委員会、専門部会の日程(案)を全委員へ提案する時期が7月となると、10月の専門部会開催までの期間が3か月しかなく、日程調整が難しいということがあります。そのため、予めその前の3月の本審において、1年分の日程(案)を提案することとしたいと、具体的には来年3月の本審で令和8年度の全日程について御審議いただくことを提案したいと考えております。</p> <p>この案について御意見をお聞かせ願います。</p>
栗山会長	<p>ただ今の点について御意見をということでございますので、まずは労働者側委員からお願いします。</p>
栗本委員	<p>事務局提案で異議ございません。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございました。では、使用者側委員お願いし</p>

	ます。
澤村委員	御提案に異議ございません。
栗山会長	続けて事務局から説明してください。
中家室長	<p>2点目は、「最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について」です。</p> <p>資料 9(25ページ)「最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について」を御覧ください。</p> <p>審議会の期が変わりましたので、改めて確認をお願いします。昨年度、令和6年7月1日開催の第481回岐阜地方最低賃金審議会から、この資料のとおり公開しております。</p> <p>3点目は、「特定最低賃金の審議の流れ」についてです。</p> <p>資料 10(27ページ)「特定最低賃金の審議の流れ(令和7年度)」を御覧ください。</p> <p>今年度の審議の流れは、本年3月18日開催の第486回岐阜地方最低賃金審議会にて議決されております。</p> <p>この資料は、今年度の審議の流れに、意見書の提出時期などの日程を組み込んだものとなっております。</p> <p>本年度、労働者側から特定最低賃金3業種について「改正申出の意向表明」が行われており、改正諮問の時期を7月1日の第488回岐阜地方最低賃金審議会としておりますので、改正決定に関する申出書を6月23日月曜日頃までに御提出をお願いします。</p> <p>また、29ページに適用労働者数等の表を添付しておりますので、申出に必要な労働者数を御確認の上、申出書を提出いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に4点目、岐阜県最低賃金専門部会委員の推薦についてです。</p> <p>岐阜県最低賃金については、7月1日の第488回岐阜地方最低賃金審議会にて改正諮問を行う予定としてお</p>

	<p>り、諮問後の委員推薦公示の期間を7月22日火曜日までの予定としておりますので、期間内に推薦書の提出をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
栗山会長	何か御意見はありますでしょうか。
各委員	(発言なし)
栗山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして第487回岐阜地方最低賃金審議会を閉会とします。</p> <p>次回審議会は、7月1日火曜日午後2時からの開催といたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>